

(財) かながわ廃棄物処理事業団廃止・民間売却

井手たくの実績 先ず、この(財)かながわ廃棄物処理事業団の概要は次の通り

【設立の目的】

(財) 神奈川廃棄物処理事業団は、産業廃棄物の適正処理を推進するために、産業廃棄物の中間処理・リサイクル施設を設置、運営することを目的として設立された。

【財団設立のための出捐金の内訳】

(単位：百万円)

出捐状況		出捐金	割合 (%)
公 共	神奈川県	70	23.1
	横浜市	70	23.1
	川崎市	70	23.1
	小 計	210	69.3
経 済 団 体 等	その他経済団体	93	30.7
	小 計	93	30.7
合 計		303	100.0

天下りと、
現職行政職員による
理事体制で
経営できるわけがない



【理事の体制】

組織名・役員名	人員	業務内容
理事長	1	
専務理事	1	
総務課	9	総務、経理、営業、計量
技術課	10	施設の維持管理、 廃棄物の受け入処理、 調査研究、普及啓発等
合 計	21	

(行政 OB と県の現職職員も理事として就任していた)

「覚書」

3自治体は、
毎年1億3800万円ずつ
財団に負担金を出しているが、以下の4条
が根拠。しかし、金額の算定根拠はない。
(議会で知事に指摘)



(経費及び人員派遣)

第4条 財団の事業に係る経費及び人員派遣は、三者各々3分の1を分担することを原則とし、協議のうえ定め、所定の手続きを経て確定される。

